

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付要綱

制定 令和 4年 3月 7日 要綱第44号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に住む高齢者が特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、電話回線がダイヤル回線であって、電話機に自動通話録音機を取り付けられない場合に、プッシュ回線へ変更することで機器が適合するよう行う工事(以下「工事」という。)の費用の一部に対する補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、区内に住む65歳以上で自動通話録音機を取り付けるため工事を希望する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は工事に要する費用とし、対象経費以外に要する費用は交付対象者が負担する。

(補助金額等)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、対象経費に2分の1を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、交付対象者の属する世帯につき、1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前までに、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により区長に補助金の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事が完了したときは、品川区特殊詐欺対策回線適合工事实績報告書(第3号様式)に関係書類を添付して区長に報告しなければならない。

(確定通知)

第8条 区長は前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して必要に応じ実地検査の上、補助金の額を確定し、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金額確定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに品川区

特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付請求書（第5号様式）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消しおよび返還）

第10条 区長は、虚偽、誤謬またはその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条 この要綱に基づく補助金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年 4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付申請書

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長 印

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付要綱第6条の規定に基づき、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金の（交付・不交付）を決定したので通知します。

記

交付予定金額 円

不交付理由

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策回線適合工事实績報告書

品川区長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付第 号で品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金の交付の決定を受けた工事が完了したので、下記のとおり実績報告します。

記

1 対象経費

円

(添付資料)

工事に係る領収書

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付請求書

品川区長 あて

申請者 住所
氏名

㊞

年 月 日付第 号の品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金の交付の決定を受けた工事について、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金を請求します。

記

請求額 _____ 円

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日
年 月 日

品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付決定取消通知書

様

品川区長 印

年 月 日付第 号で品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金の交付の決定をした補助金について、次の理由により決定を取り消すこととしたので、品川区特殊詐欺対策回線適合工事補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 取消金額 _____ 円
- 2 取消理由